

民法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>目次中…〔略〕…、</p> <p>「第三款 連帯債務（第四百三十二条―第四百三十五条） 第四款 保証債務</p> <p>第一目 総則（第四百四十六条―第四百六十五条） 第二目 貸金等根保証契約（第四百六十五条の二―第四百六十 「第三款 連帯債権（第四百三十二条―第四百三十 第四款 連帯債務（第四百三十六条―第四百四十 第五款 保証債務</p> <p>を</p> <p>第一目 総則（第四百四十六条―第四百六十五 五条の五）」 第二目 個人根保証（第四百六十五条の二―第 第三目 事業に係る債務についての保証契約の 五条の二） 五条） 条の五） 四百六十五条の五） 特則（第四百六十五条の六―第四百六十五条の九）」 改める。</p> <p>に、…〔略〕…</p>	<p>目次中…〔略〕…、</p> <p>「第三款 連帯債務（第四百三十二条―第四百三十五条） 第四款 保証債務</p> <p>第一目 総則（第四百四十六条―第四百六十五条） 第二目 貸金等根保証契約（第四百六十五条の二―第四百六十 「第三款 連帯債権（第四百三十二条―第四百三十 第四款 連帯債務（第四百三十六条―第四百四十 第五款 保証債務</p> <p>を</p> <p>第一目 総則（第四百四十六条―第四百六十五 五条の五）」 第二目 個人根保証（第四百六十五条の二―第 第三目 事業に係る債務についての保証契約の 五条の二） 五条） 条の五） 四百六十五条の五） 特則（第四百六十五条の六―第四百六十五条の十）」 改める。</p> <p>に、…〔略〕…</p>

第九十条中「事項を目的とする」を削り、同条に次の一項を加える。

2| 当事者の一方に著しく過大な利益を得させ、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、相手方の窮迫、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを不当に利用してされたものであるときは、無効とする。

第九十三条ただし書中「表意者の真意」を「その意思表示が表意者の真意ではないこと」に改め、同条に次の一項を加える。

2 [略]

第六百六十九条を次のように改める。

(書面によらない契約により生じた少額の債権の消滅時効)

第六百六十九条 書面によらない契約により生じた債権（その債務者が法人であるものを除く。）のうち少額の債権として政令で定める額未満の額のもの、権利を行使することができる時から二年間行使しないときは、時効によって消滅する。

第七十条の前の見出しを削り、同条から第七十四条までを次のように改める。

第九十条中「事項を目的とする」を削る。

第九十三条ただし書中「表意者の真意」を「その意思表示が表意者の真意ではないこと」に改め、同条に次の一項を加える。

2 [略]

第六百六十九条を次のように改める。

(判決で確定した権利の消滅時効)

第六百六十九条 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによつて確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであつても、その時効期間は、十年とする。

2| 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第七十条の前の見出しを削り、同条から第七十四条までを次のように改める。

(判決で確定した権利の消滅時効)

第七十条 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによつて確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであつても、その時効期間は、十年とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第七十一条から第七十四条まで 削除

第四百七十七条の次に次の一条を加える。

(中間利息の控除)

第四百七十七条の二 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における中間利息控除率により、これをする。

2 [略]

3 中間利息控除率は、年二パーセントとする。

4 前項の規定にかかわらず、中間利息控除率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

5 各期における中間利息控除率は、この項の規定により中間利息控除率に変動があつた期のうち直近のもの(以下この項にお

第七十条から第七十四条まで 削除

第四百七十七条の次に次の一条を加える。

(中間利息の控除)

第四百七十七条の二 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

2 [略]

[新設]

[新設]

[新設]

いて「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における中間利息控除利率に加算し、又は減算した割合とする。

6 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における預金の平均利率（当該各月において銀行が新たに受け入れた預金（預入期間が一年以上のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

第三編第一章第三節第四款に次の一目を加える。

第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則

（特定貸金等保証契約の制限）

第四百六十五条の六 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約（以下「特定貸金等保証契約」という。）は、その保証人になる者が次に掲げる者である場合を除き、その効力を生じない。

〔新設〕

第三編第一章第三節第四款に次の一目を加える。

第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則

（公正証書の作成と保証の効力）

第四百六十五条の六 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になる者とする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。

一 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

〔新設〕

二 主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者

〔新設〕

イ 主たる債務者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。）の過半数を有する者

ロ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ハ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ニ 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者

三 主たる債務者（法人であるものを除く。次号ロ及びハにおいて同じ。）と共同して事業を行う者

〔新設〕

四 次に掲げる者であつて、特定貸金等保証契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証債務を履行する意思表示をしたもの

〔新設〕

イ 主たる債務者が法人である場合のその代表理事、代表取締役、代表執行役又はこれらに準ずる者の配偶者

- ロ 主たる債務者の配偶者
- ハ 主たる債務者が行う事業を承継しようとする者（法人であるものを除く。）

〔削る〕

2 前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一 保証人になろうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。

イ 保証契約（ロに掲げるものを除く。） 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

ロ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は第四百

六十五條の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時まで生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

2| 前項の規定は、保証人になる者が法人である場合には、適用しない。

（保証に係る公正証書の方式）

第四百六十五條の七 前条第一項第四号の公正証書を作成するに

3| 前二項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。

四| 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

一| 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

二| 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

（保証に係る公正証書の方式の特則）

第四百六十五條の七 〔新設〕

は、次に掲げる方式に従わなければならない。

一 特定貸金等保証契約の保証人になろうとする前条第一項第四号イ、ロ又はハに掲げる者（以下この条において「保証人になろうとする者」という。）が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。

イ 保証契約（ロに掲げるものを除く。）主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

ロ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は第四百六十五条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時まで生ずべき主た

る債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

二 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

三 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

四 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

2| 公証人は、保証人になろうとする者から主たる債務者についての第四百六十五条の九第一項各号に掲げる事項に関する情報の提供を受けたときは、その旨及びその内容を前条第一項第四号の公正証書に記載しなければならない。

3| 保証人になろうとする者が口がきけない者である場合には、公証人の前で、第一項第一号イ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を通訳人の通訳により申述

〔新設〕

① 前条第一項の保証契約又は根保証契約の保証人になろうとする者が口がきけない者である場合には、公証人の前で、同条第二項第一号イ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又は

し、又は自書して、同号の口授に代えなければならない。この場合における同項第二号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。

4| 保証人になろうとする者が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、第一項第二号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により保証人になろうとする者に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。

5| 〔略〕

（求償権についての保証の制限等）

第四百六十五条の八 第四百六十五条の六第一項及び前条の規定は、特定貸金等保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について準用する。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。

2 前項の規定は、保証人になる者が法人である場合には、適用しない。

〔削る〕

ロに定める事項を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、同号の口授に代えなければならない。この場合における同項第二号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。

2| 前条第一項の保証契約又は根保証契約の保証人になろうとする者が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第二項第二号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により保証人になろうとする者に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。

3| 〔略〕

（公正証書の作成と求償権についての保証の効力）

第四百六十五条の八 第四百六十五条の六第一項及び第二項並びに前条の規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について準用する。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。

2 前項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。

（公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外）

第四百六十五条の九 前三条の規定は、保証人になろうとする者が

次に掲げる者である保証契約については、適用しない。

- 一 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
- 二 主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者
 - イ 主たる債務者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。）の過半数を有する者
 - ロ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - ハ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - ニ 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者
 - 三 主たる債務者（法人であるものを除く。以下この号において同じ。）と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者

（契約締結時の情報の提供義務）

第四百六十五条の九 「略」

（契約締結時の情報の提供義務）

第四百六十五条の十 「略」

第三編第二章第一節に次の一款を加える。

第五款 定型約款

第五百四十八条の二・第五百四十八条の三〔略〕

(定型約款の変更)

第五百四十八条の四 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があつたものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 〔略〕

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更の程度、相手方の受ける不利益の程度、その不利益の程度に応じた措置の有無、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 4 〔略〕

附則

第十五条 〔略〕

第三編第二章第一節に次の一款を加える。

第五款 定型約款

第五百四十八条の二・第五百四十八条の三〔略〕

(定型約款の変更)

第五百四十八条の四 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があつたものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 〔略〕

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 4 〔略〕

附則

第十五条 〔略〕

2 新法第四百四条第四項の規定により法定利率に初めて変動があるまでの各期における同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）」とあるのは「民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行後最初の期」と、「直近変動期における法定利率」とあるのは「年三パーセント」とする。

（債務不履行の責任等に関する経過措置）

第十七条 ①・2 〔略〕

3| 新法第四百七条の二第五項の規定により中間利息控除利率に初めて変動があるまでの各期における同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により中間利息控除利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）」とあるのは「民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行後最初の期」と、「直近変動期における中間利息控除利率」とあるのは「年二パーセント」とする。

4| 5| 〔略〕

（保証債務に関する経過措置）

第二十一条 〔略〕

2 新法第四百六十五条の七第一項第一号（新法第四百六十五条の八第一項において準用する場合を含む。）に規定する保証人になる

2 新法第四百四条第四項の規定により法定利率に初めて変動があるまでの各期における同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）」とあるのは「民法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行後最初の期」と、「直近変動期における法定利率」とあるのは「年三パーセント」とする。

（債務不履行の責任等に関する経過措置）

第十七条 ①・2 〔略〕

〔新設〕

3| 4| 〔略〕

（保証債務に関する経過措置）

第二十一条 〔略〕

2 保証人になろうとする者は、施行日前においても、新法第四百六十五条の六第一項（新法第四百六十五条の八第一項において準

うとする者は、施行日前においても、新法第四百六十五条の六第一項第四号（新法第四百六十五条の八第一項において準用する場合を含む。）の公正証書の作成を嘱託することができる。

3 公証人は、前項の規定による公正証書の作成の嘱託があつた場合には、施行日前においても、新法第四百六十五条の七（新法第四百六十五条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定の例により、その作成をすることができる。

用する場合を含む。）の公正証書の作成を嘱託することができる。

3 公証人は、前項の規定による公正証書の作成の嘱託があつた場合には、施行日前においても、新法第四百六十五条の六第二項及び第四百六十五条の七（これらの規定を新法第四百六十五条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定の例により、その作成をすることができる。